

別紙様式1 (別紙)

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>商工労働部商業労政課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>(1) <指摘>補助金の申請、決定、交付等の手続の適正について ①補助金等交付申請手続の適正について 本件補助の根拠規定である富山市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第4条では、補助金の交付申請手続について、以下のとおり定められている。</p> <p>(交付の申請) 第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して別に定める期日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書 (2) 収支予算書又はこれにかわる書類 (3) 工事の施工にあつては実施設計書 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項に規定する添付書類の一部は、市長の定めるところにより省略することができる。</p> <p>まず、富山市八尾山田商工会に対する平成29年度の補助金交付申請手続において、交付規則第4条1項が定める「補助金等交付申請書」に同項1号が定める「事業計画書」の添付がなされていないことが認められた。この点、市の担当者に確認をしたところ、例年、補助金交付申請書には「事業計画書」の添付はなされておらず、同商工会で毎年5月に開催される総会において配布される報告書に記載された「事業計画」をもって規則が定める「事業計画書」の添付に替える取り扱いがなされていた旨の説明があった。ただし、交付規則第4条2項の添付書類の省略を認める市長による定めは存在せず、事実上、上記のような取り扱いがなされていたとのことである。</p> <p>以上のような取り扱いは、交付規則第4条が定める申請手続に違反しているものと考えられるため、今後、改善がなされるべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>令和2年1月、商工会議所及び各商工会に出向き是正措置依頼済。かつ申請手続の際には、事前に商工会議所及び各商工会に提出書類の確認を行う。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>商工労働部商業労政課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>(1) <指摘>補助金の申請、決定、交付等の手続の適正について ②補助事業実績報告手続の適正について 交付規則第12条、13条では、以下のとおり規定し、補助事業者に対し補助事業実績報告を義務づけるとともに、その報告を受けて、書類の審査等を行い交付する補助金の額等を確定するものとされている。</p> <p>(実績報告) 第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、完了後10日以内に補助事業実績報告書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (なお、同条の「様式第2号」には、補助事業実績報告書に「事業実績書」、「収支決算書」、「その他書類」を添付するものとされている。) (補助金等の額の確定) 第13条 市長は、補助事業の完了、中止若しくは廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該補助事業に交付する補助金等の額を確定し、補助事業者に文書を交付して通知するものとする。</p> <p>ア この点、平成29年度の本件補助に関して、富山商工会議所及び富山市八尾山田商工会から提出がなされた「補助事業実績報告書」には、いずれも「事業実績書」の添付がなされておらず、交付規則第12条が定める補助事業実績報告手続が遵守されていない。</p> <p>イ さらに、市の担当者によると、「補助事業実績報告書」の書類上では「事業実績書」、「収支決算書」の添付がなされている富山市北商工会、富山市南商工会においても、実際は、平成29年度の事業実績報告書が提出された時点(平成30年3月31日)では、これら書類の提出がなされていないこと、富山商工会議所及び富山市八尾山田商工会においては、「補助事業実績報告書」の書類上では「収支決算書」の添付がなされているものの、実際は、「補助事業実績報告書」が提出された時点(平成30年3月31日)では、当該書類の添付がなされていないことが判明した。なお、これら添付がなされていない書類については、毎年の「補助事業実績報告書」が提出された後の、翌年度5月中旬頃に商工会議所及び各商工会から追完して提出されており、これをもって「補助事業実績報告書」に添付して提出がなされたものとして取り扱われているとのことであった。</p> <p>この点、上記のとおり、交付規則第12条は「補助事業が完了したときは、完了後10日以内に」「事業実績書」、「収支決算書」を添付して補助事業実績報告書提出するように定めており、前述したような取り扱い、かかる交付規則に違反する疑いがある。</p> <p>ウ また、平成29年度の補助手続をみると、その手続書類上では、年度内の平成30年3月31日付で「補助事業実績報告書」とその添付書類が提出され、当該実績報告に基づき、同日に補助金額の確定手続が行われたものとされている。しかし、前述したとおり、実際には翌年度の5月に補助事業実績報告書の添付書類が提出されていることからすれば、その後、それら報告書類に基づき審査が行われ補助金額等の確定が行われたと考えられることになる。</p> <p>このように考えると、交付規則第12条、第13条に定める実績報告手続及び補助金額確定手続においては、手続書類上の日付を、実際に実績報告、補助金額確定の各手続が行われた日付から選らせて記載していることとなるが、このように行政上の手続書類の作成日を事実と異ならせることは、手続書類に対する信用性を損なわせてしまうおそれがあり、適切とはいえない。</p> <p>エ この点、市の担当者によれば、交付規則第12条に定める添付書類の提出が遅れる背景には、補助事業が完了した年度の終了後にこれら書類が作成され、翌年度5月に開催される総会での承認を経て提出がなされる扱いになっているという事情があると史料されるとのことであった。</p> <p>しかし、そのような事情が認められた場合であっても、交付規則第12条は、「補助事業完了後10日以内に」補助事業実績報告書と添付書類(事業実績書、収支決算書等)を提出することを認めているのであるから、かかる10日の間に事業実績書、収支決算書等を作成し提出するよう求めるべきであるし、仮に10日以内の提出を求める交付規則の規定が、上記のような実情に即していないのであれば、提出時期について例外的な取り扱いを認める規定の整備を検討することも必要ではないかと考えられる。</p> <p>いずれにしても、現在のような取扱いは、交付規則が遵守されていないのではないかの疑問を生じさせるものであるし、手続書類の日付を実際の手続日から選らせて記載する取扱いは適切ではないものと考えられる。</p>
<p>措置状況</p>	<p>ア～エ 令和2年1月、商工会議所及び各商工会に出向き是正措置依頼済。かつ実績報告手続の際には、事前に商工会議所及び各商工会に提出書類の確認を行う。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式1 (別紙)

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>活力都市創造部交通政策課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>「婦中地域空港対策協議会は富山空港周辺の富山市婦中地域における諸問題を円滑に処理するとともに騒音測定立会、先進地視察、諸問題の研修・研究を行い、課題の解決に努める。」とする収支計算書並びに事業報告があり、活動状況は理解できるところではある。 しかし、騒音環境問題に関しては、富山県が騒音対策事業の補助・助成を実施していて、富山市が支出する補助金50,000円は、協議会の会議、視察等に係る「運営費」補助との位置づけと考えているようである。 この補助金は、本来、騒音対策「事業」に対するものであり、対応する騒音対策「事業」支出の実績報告が必要であるが、その報告はない。 現在は、公共交通活性化推進事業費（予算事業費名）として富山市空港周辺地域振興の促進事業として支出されているが、そうならば「事業費」補助金として扱ってもよいが、地域振興「事業費」として支出の報告はない。 また、平成18年以前から富山空港周辺地域の諸問題を解決するためという目的で支出された補助金が、横滑り的に地域振興の促進へと目的が変わる、というのも理解しがたいことである。 さらに、収支計算上の繰越金（剰余金）残高が、597,582円となっている上に、県からの運行確保積立金が、7,000千円以上積みあがっており活動資金の補助の必要性はないと考える。 以上、「運営費」補助金か、それとも「事業費」に対する補助金化の見直し、または廃止を検討すべきである。</p>
<p>措置状況</p>	<p>市町村合併から14年を経過し地域格差の是正を行う必要があるため、婦中地域空港対策協議会補助金については、令和2年度から廃止した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。